

# 獣医師免許をお持ちの皆様へ

**令和2年12月31日現在の状況を、  
お住まいの都道府県に届け出てください。**

- ◎ 獣医師には、**獣医師法第22条に基づく  
2年ごとの届出が義務付けられています。**
- ◎ **令和2年は届出が必要です。**
- ◎ **届出様式に必要事項を記入の上、  
令和3年1月1日から1月31日までに、  
お住まいの都道府県に提出してください。**

※届出様式や記載方法は農林水産省HP

(下記URL)に掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

獣医師 届出

検索



- ◆ 期日までに届出をしなかった場合、免許の取消し又は業務停止を命じられることがあります。
- ◆ 集計結果は獣医師の分布、就業状況、異動状況等を的確に把握するために利用されています。

※ 結婚等により、本籍地の都道府県名、氏名や性別が変更された場合は、  
変更があった日から30日以内に、登録事項の変更申請が別途必要です。  
詳細は、農林水産省HP(下記URL)に掲載しています。  
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b>

